

扶桑町 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）運用方針

1. 趣旨

扶桑町では情報提供の充実を図るため、ソーシャルメディアのアカウントを取得し、情報発信を行います。SNSを利用した情報発信にあたり、利用者に誤解や混乱が生じないように、運用方針を以下のとおり定めます。

2. 運用するソーシャルメディアの種類

Twitter、YouTube、その他アカウント運用者が必要と認めたもの

3. アカウント名、URL、アカウント運用者

(1)アカウント名 扶桑町

(2)URL

Twitter <https://twitter.com/fusotown>

YouTube <https://www.youtube.com/channel/UCzPfp701SKxlH3rdEXK3A5g>

(3)アカウント運用者 扶桑町総務部政策調整課

4. 運用目的

扶桑町のイベント情報や町政情報のほか、扶桑町の魅力に関連する情報を発信し、町内外の SNS 利用者に扶桑町をより身近に感じてもらうとともに、災害時等には防災情報等安全安心にかかる情報を発信することを目的としています。

5. 掲載内容

(1)イベントや扶桑町の魅力を発信する情報

(2)町政情報

(3)災害時等における緊急情報

(4)その他、アカウント運用者が適当と認める情報

6. 運用時間

原則として、開庁時間である土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間に行います。ただし、緊急の場合においては、この限りではありません。

7. コメント等への対応

利用者からのコメント等への回答は、原則として行いません。

8. 個人情報に関する取扱い

サービスを通じて扶桑町が利用者から提供を受けた個人情報については、扶桑町個人情報保護条例に基づき、適切に取り扱います。

9. 遵守事項について

本アカウントに対して、次に掲げる行為はご遠慮ください。利用者の行為が以下のいずれかに該当する場合は、投稿の削除、その他の必要な措置をとる場合があります。

- (1)扶桑町、他の利用者または第三者を誹謗中傷する行為
- (2)公序良俗、法令等に違反し、または違反する恐れのある行為
- (3)他者になりすます等虚偽や事実と異なる情報及び真偽の確認ができない噂等を掲載する行為
- (4)政治活動、選挙活動、宗教活動またはこれらに類似する内容
- (5)広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とした行為（ウェブサイトの紹介を含む。）
- (6)著作権、商標権等の知的財産権や、肖像権等を侵害する恐れのある行為
- (7)他の利用者または第三者に関して、住所、電話番号、メールアドレス等の個人情報を特定・開示・漏えいする等の個人のプライバシーを侵害する行為
- (8)有害なプログラム等を投稿または送信する行為
- (9)扶桑町、他の利用者または第三者に不利益を与える行為
- (10)SNS 管理運営会社が定める利用規約に反する行為
- (11)その他、扶桑町が不相当と判断する行為

10. 免責事項について

- (1)扶桑町は、掲載情報の正確性、完全性、有用性等に細心の注意を払いますが、それを保障する義務を負いません。
- (2)扶桑町は、利用者が掲載情報を利用、信用したこと、または利用することができなかったことによって生じるいかなる損害について、一切責任を負いません。

- (3)扶桑町は、利用者が投稿した内容（コメント・写真・動画等）について一切の責任を負いません。
- (4)扶桑町は、利用者間または利用者と第三者間のトラブルによって、利用者または第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (5)投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行った利用者に委嘱するが、投稿されたことをもって、利用者は扶桑町に対して、投稿コンテンツを日本国内外において無償で非独占的に使用（加工、抜粋、複製、公開、翻訳等を含む。）する権利を許諾したものとし、かつ、扶桑町に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします。
- (6)各ページは、それぞれの SNS システムによって運用されています。扶桑町は各 SNS のシステム運用状況に関する質問などについては一切お答えできません。また、各サイト、または第三者から提供されているソフトウェアやアプリケーションの機能、利用方法、技術的な質問などに関しても、一切答えられません。
- (7)扶桑町は、予告なしに掲載した情報を変更または削除し、サービスの運用を中断し、または中止することがあります。

1 1 . 知的財産権について

掲載している個々の情報（文章、写真、イラストなど）に関する商標権等の知的財産権は、扶桑町あるいは扶桑町以外の原権利者に帰属します。

1 2 . 運用方針の変更について

この運用方針は、予告なく変更する場合があります。

附 則

- 1 この運用方針は、令和 2 年 4 月 1 日から施行します。